

家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款 条項例 B

第1条 総則

1. 譲渡者（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びそれらの交雑種の牛をいう。）に係る家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

第2条 表明保証

1. 甲は、甲が以下の家畜人工授精所の開設者であること、又は乙に譲渡する精液等の保存を以下の家畜人工授精所に委託している者であることを表明し、保証する。

家畜人工授精所の名称 :
所在地 :
管理番号 :

2. 乙は、乙が以下の者であることを表明し、保証する。

- ☐ 家畜人工授精所の開設者である。

家畜人工授精所の名称 :
所在地 :
管理番号 :

- ☐ 家畜人工授精所の開設者以外の者である。(具体的に記載：)

【乙は、上記の該当するものにチェックを入れ、必要事項を記載する。】

第3条 国外利用及び目的外利用の禁止

1. 乙は、甲から譲渡された精液等を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産（国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）以外の目的（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）のために利用してはならない。
2. 前項に規定する日本国外での利用禁止を示すため、甲は、乙へ譲渡する精液等を収めた容器に、「(R)」の表示（国外への持出しの制限を表す略称）を付する。乙は、当該「(R)」表示を除去又は抹消してはならない。

第4条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないように適切に管理しなくてはならない。
2. 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなけ

ればならない。

第5条 第三者への譲渡

1. 乙は、家畜人工授精所を開設していない場合は、甲から譲渡された精液等を第三者に譲渡してはならない。ただし、乙が、当該精液等の保存を家畜人工授精所に委託をしている場合は、この限りでない。

保存を委託している家畜人工授精所の名称 :

所在地 :

管理番号 :

2. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、この約款により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。
3. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。
4. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

第6条 精液等の返還

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第5条第2項に違反していない場合には、譲渡をしたものの返還は要しない。

第7条 違約金

乙は、第3条又は第5条第1項及び第2項に違反した場合には、甲に対し、違約金として金1000万円を支払わなくてはならない。